

戦争できる国づくりと地域、自治体

中山 徹 (奈良女子大学名誉教授・自治体問題研究所理事長)

本論では、戦争できる国づくりが具体的にどう進んでいるのか、それが地域、自治体にどのような影響を与えているのかを見ます。その上で、自治体はどのように対抗すべきかを考えます。

1 安保三文書による戦争できる国づくりの内容

戦争できる国づくりへの転換

2015年の安保法制で集団的自衛権の行使を認め、日本の立場が根本的にかわりました。そして2022年12月に安保法制を実際に進めるため、安保三文書が改訂されました。専守防衛、他国に脅威を与えない、防衛費はGDPの1%以内としていた基本政策から、敵危機攻撃能力の保有、集団的自衛権の行使、GDP比2%へと、戦争できる国づくりに向けて大きく舵を切ったといえます。まず最初にそれが安保三文書でどのように書かれているかを見ます。

防衛体制の強化

専守防衛を基本としていた軍事力から、敵基地攻撃力まで持つ防衛力に変えるためには防衛体制の強化が必要です。国家安全保障戦略では、日本の防衛体制の強化で五つの視点が示されています。一つ目は、防衛力の強化です。防衛力の強化を図るためには、自衛隊基地の大幅な再編、強化が必要になります。重点はスタンドオフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力の整備で、そのために沖縄、九州を中心に全国的に自衛隊基地の再編、強化が進んでいます。また、装備品の充実(トマホーク、オスプレイの配置など)、持続的な攻撃を可能とするためには大量の弾薬などを保持しなけれ

ばならず、そのための新たな施設も必要になります。さらに、新たな攻撃等を想定した訓練も必要となり、その場所も確保しなければなりません。

二つ目は、国全体の防衛体制の強化です。たとえば、一般の空港、港湾を自衛隊が平素から使えるような仕組みを作り、自衛隊と海上保安庁との合同訓練に活用するなどです。

三つ目は、防衛生産・技術基盤の強化です。国内の防衛産業は自衛隊の装備品確保に直結する問題であり、防衛産業の育成、サプライチェーンの強化、新規参入促進などを進めるとしています。企業が担えない場合は、「国自身が製造施設等を保有する形態を検討していく」(「国家防衛戦略」)としており、「工場」の復活といえます。また、装備品に活用できる研究開発の重視等も掲げています。

四つ目は、防衛装備移転の推進です。防衛装備品の海外移転によって日本にとって望ましい安全保障環境が創出され、武力攻撃などを受けている国の支援につながるとしています。

五つ目は、組織基盤の強化です。これは自衛隊員の能力を発揮するための基盤強化で、職場環境の整備、教育基盤の整備などです。計画的な人材の確保、技術力の高い人材確保等も含まれています。

日米安保体制などの強化

日本自身の防衛体制強化を進めつつ、アメリカとの同盟の強化、他の同志国(オーストラリア、韓国、フィリピン、NATO諸国など)との連携強化が重要だとしています。アメリカとは統合的な抑止力の強化を進めるため、共同訓練、共同計画、施設の共同利用などを進めるとしています。そして、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍に

対する支援のための各種施策を推進するとしています。

安全保障を支える国内基盤の整備

さらに、安全保障を支える国内基盤整備として、経済財政基盤、社会的基盤、知的基盤の強化を掲げています。経済財政基盤の強化は、エネルギーや食料などの確保、経済安全保障の推進などです。社会的基盤の強化は、国民の郷土愛の育成、自衛隊に対する社会的評価の向上、安全保障関連施設周辺住民の理解確保などです。知的基盤の強化は企業、学術界との連携強化、サイバー攻撃に対する対応などです。

防衛費の増額

防衛力整備計画では、日本の防衛体制強化のための具体的な内容が書かれ、最後にそれらに必要な経費について、2023年度から2027年度の5年間で総額43兆円としています。これはGDP比2%に相当する金額で、防衛費の増額を意味しています。

2 戦争できる国づくりの現段階

自衛隊基地等の再編強化

2015年の安保法制、2022年の安保三文書以降、

南西諸島を中心に自衛隊基地の再編強化が急速に進んでいます。図表1は南西諸島において2016年以降、新設された自衛隊基地の一覧です。2016年に与那国駐屯地が新設され、その後、宮古島駐屯地、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、石垣駐屯地が新設されています。8年間で5カ所のペースです。また、宮古駐屯地、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、石垣駐屯地にはミサイル部隊が配置されています。

現在、馬毛島自衛隊基地が整備中です。馬毛島は鹿児島県種子島の西方12kmの東シナ海にある面積8.2km²の無人島です。この島全体を使って基地を整備中ですが、当初の予定より遅れて2030年完成予定です。2本の滑走路(2450mと1830m)を中心に駐機場施設、飛行場支援施設、訓練施設等を整備し、主として自衛隊の訓練施設として活用します(図表2)。同時にアメリカ軍のFCLP施設として活用する予定です。FCLPは空母艦載機のパイロット訓練で、滑走路に設置された模擬甲板を使って離着陸を繰り返すタッチアンドゴーのことです。現在、アメリカ軍は硫黄島でFCLPを実施していますが、沖縄から離れているということで、馬毛島に移す予定です。

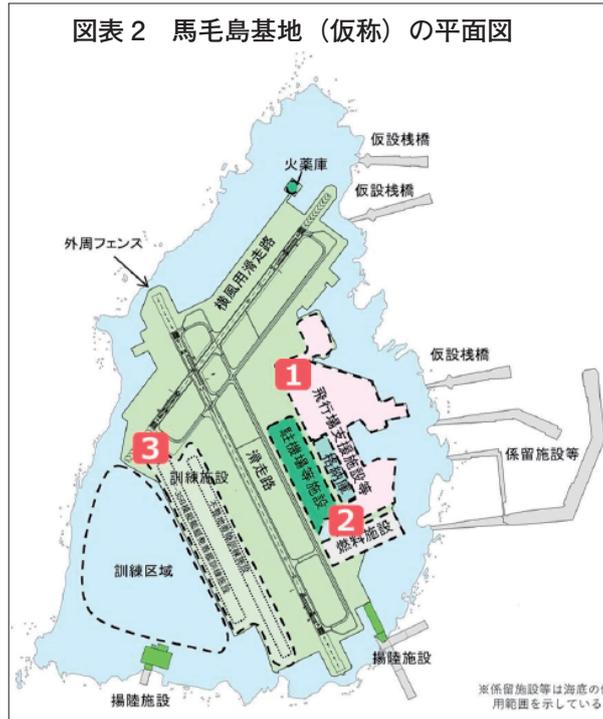
また佐賀県では、佐賀空港の西側に佐賀駐屯地(仮称)を整備しています。オスプレイの運用は

図表1 南西諸島等における自衛隊基地の新設(2016年以降)

駐屯地等の新設	新設年	主な駐屯部隊	隊員数	面積	備考
与那国駐屯地	2016年	陸自与那国沿岸監視隊(2016) 空自第53警戒隊の一部(2022) 陸自電子戦部隊(2024)	約150人	28ha	
宮古島駐屯地	2019年	陸自宮古警備部隊(2019) 陸自地对空ミサイル部隊(2020) 陸自地对艦ミサイル部隊(2020) (新編予定)陸自電子戦部隊	約700人	19ha	保良訓練場併設(弾薬庫を含む)
奄美駐屯地	2019年	陸自奄美警備部隊(2019) 陸自地对空ミサイル部隊(2019) 陸自電子戦部隊(2022)	約550人	50ha	
瀬戸内分屯地	2019年	陸自地对艦ミサイル部隊(2019)	約210人	48ha	奄美駐屯地に隷属
石垣駐屯地	2023年	陸自八重山警備隊(2023) 陸自地对艦ミサイル部隊(2023) 陸自地对空ミサイル部隊(2023)	約570人	47ha	訓練用地として21ha拡張予定
馬毛島自衛隊基地(仮称)	完成予定 2030年				
佐賀駐屯地(仮称)				34ha	佐賀空港西側、オスプレイ17機、ヘリコプター50機配置予定

出所：防衛省「令和6年版防衛白書」などを参考に筆者作成

図表2 馬毛島基地（仮称）の平面図



出所：防衛省のwebサイト「馬毛島における施設設備について」から転載

佐賀空港を活用するのが望ましいと判断したからです。駐屯地の面積は34haで、オスプレイ17機、ヘリコプター50機を配備する予定です。

新たな基地の整備を急速に進めつつ、既存基地の主要部隊の強化も図っています。長崎県相浦駐屯地では陸自水陸機動団（2018）、陸自電子戦部隊（2022）、長崎県竹松駐屯地では陸自地对空ミサイル部隊（2022）、陸自水陸機動団（2024）、熊本県健軍駐屯地では陸自電子戦部隊（2021）、陸自地对艦ミサイル部隊（2022）、鹿児島県川内駐屯地では陸自電子戦部隊が各々新編されています。また、沖縄県那覇基地では空自第9航空団（2016）、空自南西航空方面隊（2017）、空自南西航空警戒管制団（2017）、那覇駐屯地では陸自電子戦部隊（2022）、陸自地对艦ミサイル部隊（2024）、沖縄県勝連分屯地では陸自地对艦ミサイル部隊が各々新編されています。そして、大分県湯布院駐屯地には陸自地对艦ミサイル部隊を2025年に新編する予定です。沖縄には第15旅団が駐屯していますが、これを師団へ改編する予定です。旅団長は陸将補、師団長は陸将で、一般的には後者の方が一回り規模が大きくなります。

火薬庫の整備

スタンドオフミサイルなどの整備を急速に進めるためには、それに必要な火薬を確保する必要があります。火薬を確保する予算を見ますと2019年～2023年の5箇年計画では1兆円でしたが、2023年～2027年の防衛力整備計画では5兆円になっています。

これだけの火薬を確保しようとする火薬庫も新たに整備しなければなりません。防衛省の計画では、2027年度までに約70棟を整備し、おおむね10年後までにはさらに60棟程度整備をとしています（防衛省「我が国の防衛力の抜本的強化（火薬庫整備について）」2024年2月）。現時点で決定しているのは、大湊総監部4棟（青森県）、祝園分屯地8棟（京都府）、大分分屯地9棟（大分県）、えびの駐屯地2棟（宮崎県）、瀬戸内分屯地3棟（鹿児島県）、沖縄訓練場5棟（沖縄県）の6カ所です。九州、沖縄が中心ですが、全国に広がっています。

特定利用空港・港湾

先に見たように防衛体制の強化は自衛隊だけの課題ではありません。国全体の防衛体制の強化が進められています。その典型は特定利用空港・港

図表3 特定利用空港・港湾

(1次指定：2024年4月)

	空港・港湾	所在地	管理者
空港	北九州空港	福岡	国
	長崎空港	長崎	国
	福江空港	長崎	長崎県
	宮崎空港	宮崎	国
	那覇空港	沖縄	国
港湾	室蘭港	北海道	室蘭市
	釧路港	北海道	釧路市
	留萌港	北海道	留萌市
	苫小牧港	北海道	組合*1
	石狩湾新港	北海道	組合*2
	高松港	香川	香川県
	高知港	高知	高知県
	須崎港	高知	高知県
	宿毛湾港	高知	高知県
	博多港	福岡	福岡市
石垣港	沖縄	石垣市	

(2次指定：2024年8月)

	空港・港湾	所在地	管理者
空港	熊本空港	熊本	熊本県
	鹿児島空港	鹿児島	国
港湾	徳之島空港	鹿児島	鹿児島県
	敦賀港	福井	福井県
	熊本港	熊本	熊本県
	八代港	熊本	熊本県
	川内港	鹿児島	鹿児島県
	鹿児島港	鹿児島	鹿児島県
	志布志港	鹿児島	鹿児島県
	西之表港	鹿児島	鹿児島県
	名瀬港	鹿児島	鹿児島県
	和泊港	鹿児島	鹿児島県

*1) 管理者は北海道、苫小牧市

*2) 管理者は北海道、小樽市、石狩市

湾です。自衛隊、海上保安庁が、防衛体制強化にとって必要と判断した民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けています。その枠組みが設けられた空港・港湾を「特定利用空港・港湾」と呼んでいます。平時は自衛隊が訓練などで利用し、有事の際は部隊展開などに使うことを想定しています。それに必要なインフラ整備、たとえば滑走路延長やエプロン整備、航路整備や岸壁整備等を行います。

2024年4月に5空港、11港湾を指定し、2024年8月に3空港、9港湾を指定しました(図表3)。一番指定が多いのは鹿児島県で2空港、6港湾(うち南西諸島は1空港、3港湾)、次いで北海道の5港湾です。8空港はすべて九州・沖縄、港湾は20港湾のうち10港湾が九州・沖縄です。

3 国民の監視体制強化、自治の形骸化

秘密保護法の対象を民間に拡大

戦争できる国づくりは基地などの強化だけでは不十分です。国民の動きを監視し、平和を求める運動や世論の広がりを押さえ、戦争できる国づくりに国民を誘導しなければなりません。民主主義と戦争できる国づくりが両立しないことは、日本の戦前を見れば明らかですし、今のロシアでも民主主義を求める市民の運動が弾圧されています。

2024年5月に経済秘密保護法(「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」)が制定されました。2013年12月に制定された秘密保護法(「特定秘密の保護に関する法律」)では、日本の安全保障に関する情報のうち特に秘密にすることが必要であるものを「特定秘密」として指定し、取扱者に対する適正評価の実施、漏洩した場合の罰則を決めています。「特定秘密」は防衛、外交、特定有害活動、テロリズムの4区分で、取扱者は基本的に公務員です。適正評価は特定秘密を扱う場合に受けなければならないもので、国籍、犯罪歴、懲戒歴、禁止されている薬物の使用歴、精神疾患の治療歴、飲酒についての節度等の項目からなり、項目によっては家族、同居人も評価対象になります。

経済秘密保護法はこれを民間分野に拡大したものです。新たに「重要経済安保情報」が加えられ、経済秘密保護法の対象が民間人に拡大されました。重要経済安保情報は、重要なインフラや物資のサプライチェーンのことで、これらを取り扱う民間人は適正評価を受けなければなりません。

自衛隊では秘密保護法違反で今まで3件、処分などを行っています。たとえば、2023年7月には訓練中、適正評価を受けていない隊員に特定秘密を漏洩したとして、関係者を告発しています。このような監視が民間分野まで広がると、経済活動、研究活動が委縮するのではないかと懸念され

ます。

土地利用規制法による監視及び規制

2021年6月に土地利用規制法（「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」）が制定されました。これは重要施設および国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を規制するための法律です。重要施設というのは、防衛関係施設（自衛隊の施設、アメリカ軍の施設）海上保安庁の施設、生活関連施設（原子力関係施設、一般の空港で自衛隊が使用する施設）です。この重要施設の周囲おおむね1000メートルの区域および国境離島等を注視区域に指定します。また、特に重要なものを特定重要施設、特定国境離島等とし、特別注視区域として指定します。

内閣総理大臣は関係機関等を通じて、注視区域、特別注視区域にある土地、建物の所有状況、利用状況を調査します。そして、土地や建物の利用が機能阻害行為に該当する場合、もしくは該当する恐れが高い場合、内閣総理大臣は土地もしくは建物の利用者に対して行為を改めるように勧告することができます。さらに、利用者が勧告に対応しない場合は、命令することができます。機能阻害行為とは重要施設などの機能を阻害する行為で、たとえば自衛隊の航空機の離発着の妨げになる工作物の設置、施設に対する妨害電波の発射、領海近傍の土地で低潮線の保全に影響を与える形質の変更などです。

また、特別注視区域内の土地、建物の所有権移転等を行う場合、売主、買主双方の事項（氏名、面積、利用目的等）を内閣総理大臣に届け出なければなりません。

2022年4月から2024年4月にかけて、合計4回の区域指定が行われています（図表4）。注視

区域が435箇所、特別注視区域が148箇所、重要施設などの内訳は自衛隊施設が458箇所、米軍施設が51箇所、原子力関係施設が9箇所になっています。

地方分権に逆行する地方自治法の改定

2024年6月には地方自治法が改正されました。憲法上、国と自治体は対等な関係にあります。不十分点はありますが、地方分権も進んできました。ところが今回の改定では国が自治体に対して「指示」を出すことができるようになりました。「指示」というのは、地方自治法第245条の3第6項にあるように、従わなければならないもので、国と自治体の関係が対等平等から、主従関係に替わります。

また、国が「指示」を出せるのは、「大規模な災害」「感染症のまん延」「その他」において「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生」または「発生する恐れがある場合」です（法252条の26の4）。問題はこの「その他」です。地方制度調査会では途中まで、「非平時」という呼び方を使い、「非平時」には「自然災害」「感染症」「武力攻撃」の3類型を想定していました。これが地方自治法改正では、「非平時」を「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に変更し、「武力攻撃」を削除して「その他」を加えたわけです。「その他」を加えることどのような事態にでも適用でき、そのこと自体大きな問題ですが、今回の改正は「武力攻撃」を念頭に置いた改正だと考えるべきです。

戦前、自治体は政府が進める戦争に協力し、国家総動員体制を作りました。それを反省し、今の憲法では国と自治体が対等平等の関係になっています。しかし、政府が戦争する国づくりを進め、状況によってはアメリカとともに戦争に突入する場合、自治体が政府に反対するようでは戦争が遂行できません。戦争できる国づくりを進めるため

図表4 土地利用規制法による区域指定

	区域			防衛関係施設			海上保安庁施設	原子力関係施設	空港	国境離島
	特別注視区域	注視区域	合計	自衛隊	米軍	合計				
箇所数	148	435	583	458	51	509	16	23	9	85

1区域の中に複数施設が含まれる場合などがあるため、区域数と施設数の合計は一致しない

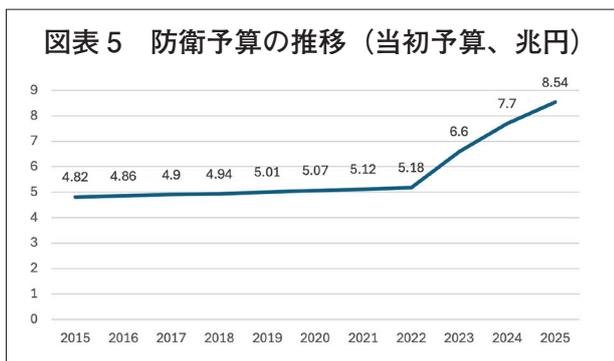
出所：内閣府政策統括官（重要土地担当）「注視区域及び特別注視区域の指定について」

第9回土地等利用状況審議会提出資料、2024年3月29日より筆者作成

には、自治の縮小が避けて通れず、それが今回の地方自治法の改正につながったとみるべきです。

4 防衛予算の確保と社会保障、教育予算の削減、国民に対する増税

先に見たように、安保三文書で2027年には防衛費を対GDPで2%まで引き上げるとしました。そのため、2023年度以降は防衛費が急増しています。図表5は2015年度以降の防衛予算（当初予算）の推移を見たものです。2022年度までは防衛予算は毎年増えていましたが微増です。それは防衛予算は対GDP1%以内にしてきたからです。しかし、2022年12月に安保三文書が改定され、2023年度当初予算は6兆6001億円と前年度から27.4%も急増しています。そして、2024年度当初予算は7兆7729億円になり、2025年度予算の概算要求では8兆5389億円まで増えています。異常な増え方です。



注) 2025年度は概算要求
出所：図表1と同じ

防衛力整備計画では、2023年度から2027年度までに必要な防衛費の総額は43兆円、うち各年度の予算編成に伴う防衛関係費は40.5兆円としています。それを実現するためには新たに14.6兆円の財源が必要になります。政府はそれを、税外収入で4.6兆円～5兆円強、決算剰余金の活用で3.5兆円、歳出改革で3兆円強、残りを税制措置（増税など）で確保するとしています。

財源確保のため、2023年6月に防衛財源確保法（「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」）が制定されました。これは先の税外収入に該当するもので、「防衛力強化資金」を創設し、そこに国が保有する資産の売却収入や特別会計の繰入金などを

積み立て、複数年度かけて使う予定です。具体的には財政投融资特別会計から2000億円、外国為替資金特別会計から1兆2004億円、独立行政法人国立病院機構から422億円、独立行政法人地域医療機能推進機構から324億円、合計1.5兆円を防衛力強化資金に繰り入れます。これとは別に国有財産の売却などの3.1兆円も防衛力強化資金に繰り入れます。これらによって税外収入として4.6兆円を確保したことになります。本来は国立病院の拡充、改善などに使われる財源が防衛費に使われます。

決算剰余金は今まで補正予算の財源として使い、災害復旧、経済対策などに充てられていたものです。歳出改革が具体的にどうなるかわかりませんが、社会保障費、教育費等が削減の対象になると、福祉、教育の低下に直結します。税制措置は増税のことで、法人税、所得税、たばこ税の税率を上げるとしています。所得税については、復興特別所得税の税率を2.1%から1.1%に引き下げると同時に所得税を1%引き上げる新たな付加税を導入し、それを防衛費に転用します。復興特別所得税は被災地支援などに使われていましたが、それが実質的に減ることを意味します。また、国民に対する税率は変わらないと説明していますが、復興特別所得税と新たな付加税の課税期間を最大2050年まで13年間延長するとしているため、実質的な増税になります。

5 戦争できる国づくりと地域の軋轢

基地の再編強化に反対する市民運動の広がり

自衛隊基地や米軍基地の再編、強化に対して、全国各地で市民運動が広がっています。紙面の関係で多くは紹介できませんが、いくつかの市民運動を紹介します。

沖縄県は知事を先頭に、米軍基地の再編強化、沖縄県内での固定化である辺野古への移転を、長年にわたって反対し続けています。そして粘り強い市民運動が、沖縄県や市の姿勢を後押ししています。

その沖縄県うるま市でゴルフ場跡地に陸上自衛隊の訓練場を整備する計画が2023年12月に突然、発表されました。先にも書きましたが那覇駐屯地

の陸自第15旅団を師団に改編し、強化する予定ですが、それに伴って新たな訓練所が必要という理由です。それに対して周辺自治会が反対の声を上げ、そして周辺自治会や地方議員らが「自衛隊訓練場設置計画の断念を求める会」を結成し、反対運動を展開しました。この反対運動には沖縄県知事、自民党県議、うるま市長も参加し、沖縄県議会、うるま市議会も全会一致で計画の白紙撤回を求める意見書を可決しました。また、自民党沖縄県連も白紙撤回を防衛大臣に申し入れました。このような保革を超えた運動の広がりに対し、防衛省は地元の理解が得ることが難しいと判断し、2024年4月に計画の断念を表明しました。ただし、防衛省は訓練場が不足する事情は変わっておらず、沖縄県内で訓練場の新たな候補地を探しています。

オスプレイ、原子力空母の配備に反対する市民運動

自衛隊、米軍の装備品強化が進められています。その一つの典型がオスプレイの配備です。オスプレイはヘリコプターと飛行機の双方の利点を持ち合わせたものとして開発されましたが、導入したのはアメリカ以外では日本だけです。日本が導入したのは17機で、木更津駐屯地（千葉県）に配備されています。先に書きましたが、将来的には17機、すべて佐賀駐屯地に配備する予定です。

2023年11月、屋久島沖合で発生した米軍横田基地所属のオスプレイ墜落事故によって、乗員8人全員が死亡しました。この事故を受けてアメリカ軍は世界中に配備しているオスプレイの運用を停止し、防衛省も同様の措置を取りました。その後、2024年3月にアメリカ軍は運用停止を解除しましたが、アメリカ国内では以前のような運用は行われていません。しかし、日本国内では運用が開始され、事故などに対する市民の不安が高まっています。

「オスプレイ反対東京連絡会」はオスプレイの米軍横田基地への配備計画に反対し撤回を求める運動を進め、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」も横田基地へのオスプレイ配備に反対する運動を展開しています。また、自衛隊のオスプレイが配備されている木更津、配備する予定地の佐賀でも

市民が団体を作って反対運動を進めています。

米軍は2024年11月、原子力空母ジョージ・ワシントン（USS Gerald R. Ford）を米軍横須賀基地に配備しました。新たな艦載機として最新鋭のF35Cステルス戦闘機も配備されています。ジョージ・ワシントンは最新鋭の技術を満載しており、中国を念頭に置いた日本との共同演習強化、北朝鮮を念頭に置いた日米韓共同演習強化を進める予定です。ちなみにアメリカの原子力空母で、アメリカ本国以外で母港になっているのは横須賀基地だけです。これに対して市民団体「ヨコスカ平和船団」は原子力空母の横須賀母港化に反対する運動を進めています。

弾薬庫に反対する市民運動の展開

先に書いた弾薬庫のうち、大湊総監部、祝園分屯地、大分分屯地はすでに工事に着手しています。もし戦争になると、弾薬庫は真っ先に攻撃されます。そのため近隣住民が弾薬庫増設に反対する運動を展開しています。

祝園分屯地は京都府の南部に位置しています。1940年に陸軍の祝園弾薬庫として開設され、「東洋最大の弾薬庫」と言われていました。戦後は米軍の弾薬庫として使用されていましたが、1960年に自衛隊に移管されています。面積は約480ha、現在は10棟の弾薬庫が整備されています。戦前とは異なり、祝園分屯地の周辺には関西文化学術研究都市が広がり、各種の研究機関が立地し、多くの住宅が建っています。また、祝園分屯地の周囲には多数の貴重な文化財があります。そこに新たな弾薬庫を8棟増設し、本州の拠点にする計画です。また、陸上自衛隊だけでなく、海上自衛隊の弾薬も保管します。そのような動きに対して市民は「京都・祝園ミサイル弾薬庫問題を考える住民ネットワーク」を設立し、防衛省に説明会開催の申し入れを行ったり、学習会を開催したりしています。

大分分屯地は大分市に位置し、1955年に陸上自衛隊九州地区補給処大分弾薬支処としてスタートしました。ここに9棟の弾薬庫を整備する計画が発表され、工事に着手しています。大分分屯地の近くには大分大学をはじめ小中学校や介護施設があり、住宅も多数建っています。ここに作られる

弾薬庫は、九州、沖縄に配備されるミサイル基地の後方補給基地です。市民はそのような事態に対して「大分敷戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会」を結成し、弾薬庫の整備に反対すると同時に、大分県や大分市に、市民と地域を守る立場で国に対して適切な対応をとるように求めています。

海上自衛隊大湊総監部は青森県むつ市に位置し、ここに弾薬庫が2棟整備されます。それに対して周辺の市民らが「大型弾薬庫建設に反対する市民の会」を結成し、様々な活動を展開しています。

6 自治体はどのような役割を果たすべきか

国が進める戦争できる国づくりから地域を守る

内戦を除けば戦争は国同士が行うものです。しかし、戦争のために基地を作り、訓練を行うのは架空のどこかではなく、具体的な地域で行います。また、戦争が起こると、基地などのある地域が真っ先に攻撃されます。戦争の準備、実際の戦争では、具体的な地域が被害を受け、そこで暮らす市民の命が奪われ、暮らしが破壊されます。

米軍基地が集中する沖縄では、本土復帰の1972年から2021年末までの間に862件の米軍航空機関連事故が発生しています（沖縄県「令和5年版 沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q & A Book」）。また、米軍人等による刑法犯罪は同じ期間に6109件発生し、うち殺人、強盗、強姦などの凶悪犯が584件です。

米軍による低空飛行訓練が全国各地で行われています。アメリカ国内では人口密集地の上空では訓練が禁止されています。しかし、日本の国内法は米軍には適用されないため、アメリカ・国内ではできない低空飛行訓練が日本では行われています。騒音による被害はすでに発生していますし、極めて危険です。

戦争できる国づくりに政府は突き進んでいます。その弊害は地域で具体的に発生し、市民の暮らしが脅かされます。自治体の役割は、市民の安全を守り、福祉を向上させ、地域の発展を図ることです。国の政策がその妨げになる場合、自治体は国に対して異議を申し立て、様々な方法を駆使して、国に対抗すべきです。防衛に関することは国の役割であり、自治体は口を挟むことができない

というのは誤りです。自治体は、地域の平和と市民の暮らしを守る先頭に立つべきです。政府が進める戦争できる国づくりから、地域と市民を守ることが、自治体に課せられた大きな課題です。

自治体の権限を活用した様々な取り組み

同時に自治体は地域の平和を守るために様々な取り組みを進めるべきです。たとえば、非核宣言都市の取り組みがあります。日本非核宣言自治体協議会によりますと、2024年10月8日時点で、42都道府県、1629市区町村が非核宣言を行っています。この協議会は「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命と暮らしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与する」ために設立され、国内だけでなく、海外の自治体にも働きかけています。自治体が自らこのような宣言をすると同時に、このような動きを世界に広げることが重要です。

また宣言にとどまらず、平和を進めるための条例を定めている自治体もあります。たとえば、広島市平和推進基本条例（2021年6月）では、平和を推進するための市の責務を定めています。市が実施する施策として、被爆の実相への理解を深めつつ平和意識の醸成を図るための施策、被爆体験の継承および伝承を図るための施策などを条例で定めています。

神戸市では1975年3月、神戸市議会で「核搭載艦船の神戸港入港拒否決議」が全会一致で可決されました。これは非核神戸方式と呼ばれ、神戸港に入港する外国の艦船は「非核証明書」を発行し、それがあれば神戸市は入港を許可するというものです。もし非核証明書が発行されない場合は入港を許可しません。それ以降、核保有国であるフランス、インドの艦船は非核証明書を示し、入港していますが、アメリカの艦船は一度も入港を申請しておらず、非核神戸方式の有効性が示されています。

苫小牧市非核平和都市条例（2002年4月）では、「市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求める」（5条）となっています。特定利用空港・港湾の指定

が進み、米軍の利用も排除できない状況下で、非核神戸方式や苫小牧の条例は重要です。

静岡県、群馬県、沖縄県は地域外交を進めるための部門を設けています。様々な視点で自治体が国際的な取り組みを行うことは重要ですが、自治体としてその地域の平和を守るために地域外交に取り組む視点が重要です。その点では沖縄県の取り組みが優れています。沖縄県は、「沖縄県地域外交基本方針」（2024年3月）を定めています。そこでは、沖縄の持続的発展には、「地域が平和であることが大前提」とし、政府に対して平和的な外交による問題解決を求めると同時に、沖縄県として地域の緊張緩和を目指した国際活動を展開するとしています。自治体は軍事力を持っていません。そのため自治体による国際活動は対話による平和的な方法に限定され、今の国際情勢のもとでは特に重要です。沖縄県は平和・地域外交推進課を設置していますが、このような取り組みが全国に広がれば、政府が進める外交とは違った効果が得られると思います。

さいごに

2015年の安保法制で戦争できる国づくりが新

たな段階に進みました。しかしこれで十分ではありません。次の段階は、憲法9条の改正と非核3原則の見直しです。

2024年10月の衆議院議員選挙で改憲勢力を2/3以下に減らすことができました。改憲の発議をするためには、両院で2/3以上の賛成が必要です。そのため今の状況では改憲の発議ができません。2025年7月には参議院選挙があります。参議院でも改憲勢力を2/3以下に減らすことが重要です。

また、唯一の被爆国である日本で核の共有が議論されています。これを実現するためには非核3原則の見直しが避けられません。被爆国日本が核抑止論、核の共有などを唱えるのではなく、核兵器禁止条約に直ちに批准し、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しています。世界から期待されている日本の役割を認識すべきです。

平和を守りたいという市民運動は全国で起こっています。自治体はそのような市民の声と連携し、地域の平和を守る先頭に立つべきです。

(なかやま とおる)